

令和4年度第2回福島県環境影響評価審査会

議事概要

(令和4年7月15日開催)

## **1 日 時**

令和4年7月15日（金） 9時30分～11時00分

## **2 場 所**

ふくしま中町会館6階北会議室（福島県福島市中町7番17号）

## **3 議 事**

- （1）（仮称）稲子峠ウィンドファーム環境影響評価準備書について（事業概要等の説明及び質疑応答）
- （2）（仮称）新布引高原風力発電所環境影響評価方法書について（答申案の審議）
- （3）（仮称）たびと中央ウィンドファーム環境影響評価準備書について（答申案の審議）
- （4）その他

## **4 出席者等**

- （1）環境影響評価審査会 10名
- （2）事務局 3名
- （3）事業者 4名

## 5 議事内容

### (1) (仮称) 稲子峠ウィンドファーム環境影響評価準備書について (事業概要等の説明及び質疑応答)

事業者が事業概要等の説明と、審査会構成員等から事前に質問した事項に対する回答を行い、その後、以下のとおり質疑応答を行った。

#### 【委員】

1点目に、資料としてご提示いただいた「森林作業道開設の手引き」(森林総合研究所)に、開発時の勾配や流下距離によって地面にダメージが及ぶことについて詳しく書いてありますので、確認の上、対応できるようにしてください。

2点目に、土壌浸透についてですが、事前質問に対する回答で、平成17年北海道立林業試験場の資料(濁水対策のための森林整備マニュアル)を基に、伐採跡地の土壌浸透速度200mm/hとされていますが、実際に現場でのデータを取っていただきたいと思います。

3点目に、「ふとんかご」や「じゃかご」について、一般の方にわかりやすいよう、どのようなものか説明が必要と思われるので、評価書に構造がわかる図等を添付していただきたいと思います。

4点目に、水の濁りは、事業実施後に沈砂池が適正に動いているのかどうか、汚泥の引き抜きを適切に実施できているかを、事後調査の中で評価し、報告していただきたいと思います。

#### 【事業者】

1点目の意見について、ご意見のありました勾配等の損傷防止について、施工法面をチェックするよう対応します。

2点目の意見について、現在ボーリング調査を行っておりますので、そのボーリングデータを見ないと判断できないところもありますが、適切に実施したいと思います。

3点目の意見について、委員のおっしゃるとおり、一般の方には「ふとんかご」や「じゃかご」がわかりにくいと思いますので、写真等を添付したいと思います。

4点目の意見について、工事中、工事終了後、事業実施中にも沈砂池が適切に稼働しているかも調査を行いたいと思います。

#### 【委員】

これまで環境影響評価審査会に関わっておりますが、集中豪雨等により沈砂池が埋まる等の状況を確認しており、それらを踏まえコメントいたしましたので、配慮して事業を行っていただければと思います。

【委員】

事業者は2点目の質問の土壌浸透速度の実地測定についても、どう対応されるか回答してください。

【委員】

簡単に測定できますので、是非実施をお願いします。

【事業者】

実施可能か確認したいと思います。

【委員】

確認ですが、事前質問への回答で示された、本事業による温室効果ガスの削減量は、誤りでしょうか。

【事業者】

申し訳ありません。修正いたします。

【委員】

放射線の観点から2点質問があります。

1点目は、事業に伴い広範囲で伐採が行われると思いますが、伐採した木材はどう処理されますか。すべて場内で処理か、それとも外に運び出すのか回答してください。

【事業者】

幹は有価物として売却すると思います。

株と枝葉につきましては、処分を考えております。

【委員】

そうなることと事業場外に持ち出すこととなりますので、重量あたりの放射能濃度を測定してから、事業者への売却や外部搬出してもらいたいと思います。

【委員】

事業者は、今の点についてよろしいでしょうか。

【事業者】

承知しました。

【委員】

2点目は沈砂池についてです。

委員が、豪雨等により沈砂池が土砂で埋まることについて言及されましたが、供用中に土の微粒子に付着した放射性物質が、沈砂池土砂に蓄積する可能性は十分あると思います。

一定期間ごとに浚渫を行われると思いますが、浚渫土砂の放射性物質濃度を測定して汚染の有無を確認し、搬出するかあるいは場内に埋め戻すか等の適切な処理をしてください。

また、時間の経過に伴い放射性物質が蓄積するため、供用後も長期間に亘って沈砂池の適切な管理をお願いします。

**【事業者】**

承知しました。

沈砂池が埋まった場合や、浚渫の際に放射線量を測定することについて、工事事業者とも協議を行いたいと思います。

**【委員】**

本事業の対象事業実施区域は宮城県内に位置し、開発区域に福島県は含まれませんが、水や放射性物質等の影響は河川を経由して、福島県にも影響する可能性がありますので、事業者は影響を最小限にするよう努力していただきたいと思います。

準備書212ページのとおり、対象事業実施区域の広い範囲に地すべり地形の分布がみられ、土砂崩れ等が発生すると水道水源である摺上川に影響が及ぶことが、福島県側で心配されている事項と思われるので、御配慮をお願いします。

**【委員】**

準備書で示された渡り鳥のコースについて、本事業の大きな影響はいまのところみられないと思います。

**【委員】**

コウモリ類に関してですが、採餌のため巣等から10km程度は活動しますので、対象事業実施区域の東方向に位置するブナの原生林付近から福島県に飛来する可能性があります。

本事業は、5月19日に宮城県環境影響評価技術審査会でも審議が行われており、その中で、「カットイン風速3m以上に設定できれば、コウモリ類の衝突防止になることから、カットイン風速を高い方に調整できないか」と質問したところ、「本事業で導入する風力発電機は、遠隔操作可能な機種を選定する」と回答がありました。

運転停止中に、翼を水平にして回転しないようにするフェザリング機能というものが、こちらもコウモリの衝突防止に重要ですが、今回導入する風力発電機は、当該機能を遠隔操作可能な機種であるか教えてください。

**【事業者】**

風力発電機は定期補修時にフェザリングにより停止させますので、当該機能を有する機種選定を想定しております。

**【委員】**

操作が可能であることはわかりました。

ただ、フェザリング実施やカットイン風速を高く設定しても、バットストライクを5～6割減らす程度で、それ以外にも衝突が発生するおそれはありますので、さらなるコウモリ類への衝突防止対策を今後とも御検討をお願いします。

**【事業者】**

検討いたします。

**【委員】**

2年程前に環境省との合同会議で、環境省から事後調査の徹底の重要性を強く指摘されており、知事意見でも事後調査の実施が明記されていますので、事後調査実施に尽力いただければと思います。

**【委員】**

事業者は委員の意見のとおり事後調査への配慮をお願いします。

事務局に確認しますが、今日の質疑後にも追加の質問照会は可能でしょうか。

**【事務局】**

追加の質問があれば、再度事業者に照会いたします。

**【委員】**

今後、答申案の審査会が行われますが、委員の皆様は追加の質問事項があれば、それまでに準備をお願いします。

※ 以上で質疑応答は終了、事務局から当審査会から知事意見通知までの手続きについて説明し、終了した。

(2) (仮称)新郡山布引高原風力発電所環境影響評価方法書について(答申案の審議)

事務局より答申案について説明を行い、その後、以下のとおり追加の修正事項について審議を行った。

**【委員】**

答申案の「7 動植物・生態系について」(2)で、フェザリングやカットイン風速機能の目的に「鳥類の衝突事故の抑制」と記載されていますが、ここは「鳥類」ではなく「コウモリ類」です。

**【事務局】**

修正します。

**【委員】**

答申案の「7 動植物・生態系について」(3)で、「風力発電機周辺に虫類の生息地となる～」とありますが、草むらができる、虫、モグラやネズミ等が集まり、それらを猛禽類が獲りに来てブレードに衝突するという構図がありますので、ここは「風力発電機周辺に餌動物の～」という記載にしてください。

**【事務局】**

「鳥類の餌となる動物」とするのはいかがでしょうか。

**【委員】**

コウモリも草むらに集まる蛾類を餌にするため飛来するので、影響があるのは鳥類だけではありません。

そこを配慮した記載にしてください。

**【事務局】**

承知しました。

**【委員】**

答申案の「1 総括的事項について」(6)の記載が必要な理由としては、再生可能エネルギーの利用について、日本国内でも促進すべきことになっていますが、そういった施設は、豪雨等でダメージを受け、マイナス印象を持たれている経緯があります。

特に流域の水質汚濁の発生が非常な重要な要因になってますから、施設の供用開始後に適切な汚泥の引き抜きが行われ、流域環境に問題が無いというようなところまで事後調査で確認され、適切に報告されれば、こういった事業の推進にもつながると思いますので、そこは御承知おきください。

**【事務局】**

承知しました。

**【委員】**

1件目の事業に対する意見と共通しますが、沈砂池からの排水中の放射能濃度や、沈砂池の浚渫に伴う土壌は、供用期間が長くなるほど放射性物質が蓄積してくると思いますので、答申にはその旨に配慮するよう意見を追加したほうがいいと思われます。

このため、「沈砂池からの水の排水については、放射性物質の汚染がないことを確認すること」、「浚渫土壌について土壌を排出する場合は、放射性物質濃度を測定し、所定の濃度以上の場合は埋め戻し等を行う」といった文言を答申に加えていただければと思います。

**【委員】**

答申案の「10 放射線の量について」(2)でも表土の流出等に配慮するよう意見を述べていますので、委員の意見の反映を含め、全体の構成を整えてください。

また、「供用中の～」という文言はぜひ入れてほしいと思います。

**【事務局】**

承知しました。

**【委員】**

答申案の「3 騒音・振動について」(2)では、騒音の大きさについてのみ言及されていますが、騒音レベルが同じでも純音成分が含まれると、苦情等につながる事があります。

答申の文面は、「施設の稼働に伴う騒音の環境影響評価は、現行施設と更新施設の騒音レベル及び周波数特性の比較も併せて行うこと。」と修正していただければと思います。

【事務局】

承知しました。

※質問終了

答申案はおおむね了承された。

本審査会の審議を踏まえ答申案を修正し、再度委員・専門委員に確認した後で審査会答申とする旨を説明し、本事業に係る審議は終了した。

(3) (仮称)たびと中央ウィンドファーム環境影響評価準備書について(答申案の審議)

事務局より答申案について説明を行い、その後、以下のとおり追加の修正事項について審議を行った。

【委員】

答申案の「10 放射線の量について」(2)で、浚渫等に伴う土壌の処理について、 $8,000\text{ Bq/kg}$ を超えるものは汚染対処特措法に基づき検討するよう述べられておりますが、 $8,000\text{ Bq/kg}$ を超えた廃棄物の処分に係る規定はありますが、土壌についてはそのような規定がまだ無いと思います。

【事務局】

当該箇所の記載は、一旦事務局で確認し、再度皆様に御確認いただくことにします。

【委員】

本日審査した他の2事業でも同じことが言えるので、併せて答申文面の検討をお願いします。

【委員】

答申案の「3 騒音・振動について」で、騒音の感じ方の個人差について言及されておりますが、実測値等の評価に加え、「影響が想定される住民へのヒアリング調査を行うこと」という一文を入れていただきたいと思います。

【事務局】

承知しました。

【委員】

先ほど委員からもコメントがありましたが、答申に係る文書表現は統一していただきたいと思います。

**【事務局】**

承知しました。調整します。

※質問終了

答申案はおおむね了承された。

本審査会の審議を踏まえ答申案を修正し、再度委員・専門委員に確認した後で審査会答申とする旨を説明し、本事業に係る審議は終了した。

(4) その他

**【委員】**

他県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、再生可能エネルギー発電施設等の導入に係る促進区域の設定に際し、どのようなエリアを促進区域にする、どのようなエリアは除外する、といったリストづくりを行っています。

福島県はもう既にその作業は終わっているのでしょうか。

**【事務局】**

促進区域に係る県の基準は、具体的な作業にはまだ着手できていない状況ですが、できるだけ速やかに、始めたいと考えております。

**【委員】**

福島県の事後調査に係る取組は極めて重要といえますので、他県の環境影響評価審査会にもこの取組対応の重要性を認識していただくようにすることが必要といえます。